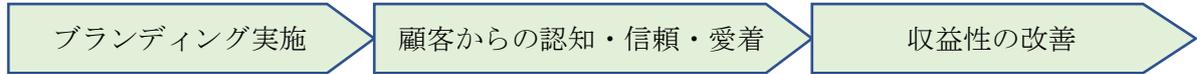


令和7年度 八日市商工会議所
ブランディング促進補助金 実施要領

1) 目的

原油価格・物価高騰が中小零細企業に与える影響は引き続き深刻なものとなっています。本補助金は、当所会員事業所が自社（商品）のブランディングを行うことで、顧客からの認知度・信頼・愛着を高め、ひいては収益性の改善を図ることを目的としています。



2) 補助内容

＜補助上限額・補助率＞

- 補助上限額 **9万円**
- 補助率 実際支出額（税込額）の **10分の9** ※千円未満切り捨て

＜補助対象経費＞

- ロゴデザイン制作費用 社名・店名・商品名等のロゴデザイン
- キャラクターデザイン制作費用 オリジナルキャラクターのデザイン
- コピーライティング費用 自社や商品に関するキャッチフレーズ、ネーミング
- チラシ等のデータ制作費 チラシ、リーフレット等 ※名刺・看板不可
- チラシ等の印刷費用 チラシ、リーフレット等 ※名刺・看板不可
- ノベルティグッズの制作費用 ※無料配布する販促品に限る
- 広告掲載費用 新聞、機関紙等への広告
- チラシ等の新聞折込費用 ※折り込みエリアは市内に限る
- チラシ等のポスティング費用 ※配布エリアは市内に限る

＜補助対象経費に係る注意点＞

- チラシ・リーフレット・広告掲載等については、[「八日市商工会議所の補助金を利用して作成しました」](#)の文言を記載すること（フォントサイズは判読できる程度で可）。対象・媒体の性質上、文言の記載が困難な場合は必ず事前に事務局まで連絡ください。事前連絡がない場合や、記載が困難とは認められない場合は、補助対象外になります。
- 名刺制作、看板制作、ホームページ作成・改修、求人広告は補助対象外です
- ノベルティグッズとは、「社名や商品名の認知拡大を目的として、既存・潜在顧客等に対し無料で配布するもの」とします。自社で使用する備品・消耗品は補助対象外です。
- 複数の事業所と共同で実施した取組みは補助対象外です。
- 当所ホームページで公表する発注先登録業者以外に発注した場合は補助対象外です
- 検討している経費が対象になるかご不明な場合はお問合せ下さい。

3) 発注先

対象経費の発注先は当所が指定する発注先登録業者に限ります（当所ホームページを参照）

4) 手続きの流れ

申請（会員） → 交付決定（当所） → 発注・支払（会員） → 実施報告（会員） → 補助金振込（当所）

5) 申請期間

令和7年8月1日（金）9時 ～ 令和7年8月20日（水）17時

※締め切り後に、対象要件について確認を行ったうえで抽選を行います

6) 事業実施期間

交付決定日～令和7年12月12日（金）

- ※交付決定は8月25日頃を予定。必ず交付決定日以降に発注してください
- ※事業実施期間内に、業者への発注から納品検品・支払いまでを完了してください
- ※事業実施期間外に、発注・納品検品・支払いしたものは補助対象外です

7) 実施報告書提出期限

令和7年12月19日（金）17時まで

※取組が完了しましたら、お早めに報告書一式をご提出ください。

※内容を確認でき次第、補助金を振込します。

8) 申請方法

専用フォームからのオンライン申請

※入力内容…①事業所名、②担当者名、③郵便番号、④所在地、⑤電話番号、⑥メールアドレス、⑦支出内容（「ロゴデザイン制作」「チラシ・リーフレット作成」等の選択肢から選ぶ）、⑧具体的な取り組み内容（自由記述形式）※「**自社の課題**」「**主なターゲット**」「**その手法を選択した理由**」を記述してください

9) 実施報告書提出方法

八日市商工会議所窓口で書面で提出

10) 実績報告時の提出書類

- 補助事業実施報告書（交付決定通知に同封します）
- 発注先業者からの請求書の写し（請求の明細が記載されているものに限る）
- 振込控えや領収書等の、支払い実績が分かる資料
※振込控えがない場合は、預金通帳の当該部分、ネットバンキング画面のプリントアウト等
- 今回制作した成果物
※例：チラシやノベルティグッズの現物、ロゴやキャラクターを印刷したもの、広告掲載された媒体の現物
- 補助金振込先の預金口座情報が分かるページの写し（通帳の見開き1ページ目）

11) 補助金交付方法

補助金の支払いは、補助事業終了後の精算払いとなります。

実施報告書の内容を確認後、下記のスケジュールで申請いただいた口座へ振込みます。

持ち込み期限	入金予定日
月末までに持ち込み	翌月15日頃予定

12) その他

- ・申請は1事業者につき1回限りです。
- ・同一の事業内容で国又は他の地方公共団体の補助金等の交付を受けている場合、又は受けることが決定している場合には、この補助金を利用することはできません。
- ・本補助金の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、補助金の全額を即時返還していただきます。

お問合せ：八日市商工会議所
TEL：0748-22-0186